

二宮町墓地等の経営の許可等に関する条例の概要

＜条例の目的＞

二宮町にふさわしい墓地等の整備に係る基準等を定めることで、墓地等の経営の安定性及び永続性を確保するとともに、墓地等と周辺の生活環境との調和を図り、もって公衆衛生の向上と公共の福祉に寄与することを目的とした条例を制定します。

＜条例の概要＞

本条例は、墓地、納骨堂及び火葬場の経営に係る新規、変更、廃止の許可に際し、手続き、経営主体、設置場所及び構造設備の基準等について定めたものです。

＜陳情事項等への対応＞

【陳情事項】

①宗教法人は町内に本堂や教会を構え、文化庁の宗教法人の管理運営指針にある宗教活動を町内で5年以上行っていること
②墓地等の境界線と人家（住宅）との距離が最低でも100m以上であること
③住宅地の近隣に後から建設する場合は、建設を前提にした協議前に近隣住民と十分協議をすること

【対応策】

墓地 規則	①宗教法人指定規定 ※宗教法人は、町内に主たる事務所を有し、町内における宗教活動5年以上とすることを規定
	②焼骨距離規定 ※焼骨を埋蔵する墓地等の境界線と人家との距離を75m以上とすることを規定
	③事前協議規定 ※開発条例において、構想段階における届出と計画版の設置並びに周辺住民と事前協議（義務化）することを規定

【その他】

①悪質な名義貸しの防止
②周辺環境との調和
③中長期的な経営確保

【対応策】

墓地 条例	①借入先金融機関指定規定 ※整備等に要するお金の借入先を銀行法に定める金融機関とすることを規定
	②墓所面積制限規定及び構造設備基準規定 ※墓所面積制限規定は、墓所面積を敷地の3分の1以下とすることを規定
	※構造設備基準規定は、墓地においては、敷地境界線の内側に5m以上の緑地帯、かつ、緑地帯の内側に外部から墳墓等が見通せない高さ2m以上の障壁又は密植した生垣を設置することを規定 (納骨堂及び火葬場は、網かけ部のみ規定)